

保医発 1110 第 1 号
令和 2 年 11 月 10 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて

標記については、「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（昭和36年6月14日付け保険発第57号）により実施しているところだが、今般、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の一部が改正され、令和2年9月1日から適用されたことに伴い、下記のとおり取扱いを改めるので、貴管下の保険薬局等に対して周知徹底を図られたい。なお、従前の「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（昭和36年6月14日付け保険発第57号）は廃止する。

記

1 分割調剤について

保険薬局における分割調剤は、2以上の保険薬局において分割調剤することが認められること。

2 調剤録について

保険薬局において作成する保険調剤録は、次に該当する事項を記入すること。

なお、この調剤録は、調剤済となった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）に調剤録と同様の事項を記入したものをもって代えることができること。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目、請求点数及び患者負担金額